

令和4年1月臨時会
商工建設常任委員会会議録
令和4年1月20日

場 所 第5委員会室

令和4年1月20日(木曜日)

午前10時22分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第18号)

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	丸山裕太郎
観光経済交流局長	横山直樹
商工政策課長	児玉浩明
観光推進課長	飯塚実
オールみやざき営業課長	吉田秀樹

県土整備部

県土整備部長	西田員敏
県土整備部次長 (総括)	中嶋亮
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	森英彦

県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	原口耕治
高速道対策局長	廣松新
部参事兼管理課長	児玉憲明
用地対策課長	伊豆雅広
技術企画課長	桑畑正仁
工事検査課長	斉藤幸男
道路建設課長補佐 (総括)	吉元昭一
道路保全課長	東和俊
河川課長	小牧利一
ダム対策監	松山英雄
砂防課長	行田明生
港湾課長	鈴木宣生
空港・ポート セールス対策監	大浦浩一郎
都市計画課長	梅下利幸
美しい宮崎づくり 推進室長	黒木正行
建築住宅課長	金子倫和
営繕課長	巢山昌博
設備室長	日高誠
高速道対策局次長	伊福隆徳

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田部幸信
議事課主任主事	牛ノ濱晋也

○日高委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。委員の皆様には、大変お忙しい中補正予算を御審議いただき、誠にありがとうございます。座って説明をさせていただきます。

今回、年末に国の補正予算が成立しましたことを受けまして、取り急ぎ予算化を行う必要のある2本の事業の御審議をお願いいたします。

なお、国の経済対策に関連する事業につきましては、本日、御説明をします事業以外にも、2月定例会への提出に向けまして、現在調整を進めているところでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の1ページを御覧ください。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第18号)」でございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から、補正前の額617億3,148万7,000円に、補正額59億4,853万円を増額しまして、補正後の額が676億8,001万7,000円となります。

個別の事業の内容につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○児玉商工政策課長 商工政策課です。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第18号)」について御説明いたします。

お手元の令和3年度1月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、39ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にあり

ますとおり、一般会計10億7,770万円の増額補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、503億1,727万6,000円となります。

ページをめくっていただきまして、41ページをお開きください。

補正の内容ですが、(事項)中小商業活性化事業費につきまして、説明欄の1、新規事業、地域経済回復支援事業をお願いするものです。

事業の詳細につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業、地域経済回復支援事業です。

1の事業の目的・背景ですが、度重なる新型コロナウイルスの感染拡大によって、県内経済への影響が長期化し、また、今回の第6波により、県内事業者は大きな打撃を受けているところであります。

このため、今後の感染状況も見極めながら、県民の消費需要を喚起し、落ち込んだ地域経済の早期回復を図る必要がありますことから、市町村に対して必要な経費を補助し、地域の実情に応じた消費喚起策やキャッシュレス版地域内経済循環を推進するものです。

2の事業の概要ですが、予算額は10億7,770万円で、財源は国庫を活用したいと考えており、事業の実施主体は各市町村となります。

2の(5)の事業内容ですが、まず、①みやざき応援消費加速化事業につきましては、予算額10億1,770万円で、全市町村を対象にプレミアム付商品券など、市町村が実施する地域の実情に応じた消費喚起策に係る経費について、2分の1を限度に補助するものです。

次に、②キャッシュレス版地域内経済循環支援事業につきましては、予算額6,000万円で、地域通貨ポイントの導入や決済事業者と連携したキャッシュレス推進による生産性向上などの効果検証事業等、市町村が実施するキャッシュレス推進に係る経費について、2分の1を限度に補助するものであります。

3の事業の効果ですが、地域の実情に応じた消費喚起策やキャッシュレス推進を行う市町村を支援することによりまして、県民の消費喚起を促すとともに、本県経済の回復が図られるものと考えております。

説明は以上であります。

○飯塚観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和3年度1月補正歳出予算説明資料の43ページをお開きください。

一般会計で、48億7,083万円の補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、上から2段目のとおり、117億1,308万4,000円となります。

45ページをお開きください。

(事項) 観光交流基盤整備費の説明欄、新規事業、観光みやざき回復支援事業、48億7,083万円であります。

事業の詳細は、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の4ページをお開きください。

新規事業、観光みやざき回復支援事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えながら、県内宿泊等の割引支援や県内限定で使用できるクーポンを普及することにより、

宿泊業はもとより、地元のお土産店や飲食店、地域交通機関など、幅広い観光関連産業の事業回復を図るものであります。

次に、今回の補正予算に計上した経費につきまして御説明いたします。

下の図を御覧ください。

一番左側の枠の内容は、国が令和2年7月から実施した観光需要喚起策——G o T o トラベル事業であります。これは同年12月28日以降、全国で一時的に停止しているところでありまして、国は再開までの代替措置として、都道府県が行う県民による県内旅行割引、本県におけるジモ・ミヤ・タビキャンペーンに対する支援を実施しているところでもあります。

その後国は、昨年11月、感染状況が全国的に落ち着いてきたことから、県内旅行割引の対象に隣県を加えるとともに、年明け以降、支援対象に地域ブロックを追加する方針を示したところでもあります。

さらに、年末年始の感染状況を確認した上で、真ん中の枠にありますとおり、国によるG o T o トラベル事業を2月以降に再開し、GW前まで実施するとともに、GW以降は、右側の枠にありますとおり、都道府県による宿泊等支援事業を実施する方針を示したところです。

このたび、この都道府県による宿泊等支援事業の財源として、国から約49億円の内示をいただいたところではありますが、国は翌年度繰越しを見据え、本年度予算として各都道府県に交付決定することや、現在の感染状況を踏まえると、国によるG o T o トラベル事業が実施されず、都道府県事業の実施が前倒しされることも想定されることから、その場合に備え、機動的に対応できるよう、今回、補正予算に計上したものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は48億7,083万円であり、全額国庫で、公益財団法人宮崎県観光協会への補助により実施することとしております。

事業内容のうち、①県内宿泊等割引支援事業であります。最大20%の県内宿泊等の割引支援を実施するものであり、割引上限額は、交通付き旅行商品が1人泊当たり8,000円、交通なし旅行商品が1人泊当たり5,000円、日帰り旅行商品が1人当たり2,000円となっております。

次に、②県内限定クーポン付与事業ですが、宿泊等割引の利用者に対して、県内限定で利用可能なクーポンを付与するものであり、クーポン額は平日が上限3,000円、休日が上限1,000円となっております。

3の事業効果ですが、これらの事業により、宿泊業はもとより、地域のお土産店や飲食店、地域交通機関など、幅広い観光関連産業の活性化につなげることができると考えております。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑はございませんか。

○二見委員 地域経済回復支援事業について伺いたいんですけども、これまでもコロナで2年間ほど——特に最初の頃は飲食業や観光業など、非常に大きな打撃を受けていたということもあって、これらの結果については、どれくらい影響があったとか、例年に比べてどれくらい減ったとか、経済に与えた金額とかのビックデータ等もあると思います。

それに対して、これまで県もジモ・ミヤ・タビキャンペーンとかやっているんですが、下がった分を埋められたのか、それとも、何割程度まで埋めることができたのかとか、そこ辺の検証

をされた上での今回の予算規模になっているのかお伺いします。

○飯塚観光推進課長 事業予算の規模につきましては、今回お願いしますジモ・ミヤ・タビキャンペーンの48億7,000万円につきましては、国が一方的に県別に幾らという内示額を出してくるものでございます。

○二見委員 ということは、これまで観光業関係とかに与えたコロナによる被害額というか、それに見合ったものかどうかという検討はなされてないということですか。

○飯塚観光推進課長 観光庁の統計で、1月から10月までの実績なんですけれども、令和2年比マイナス12%、コロナ前の令和元年比マイナス42%と、まだ十分な回復状況ではございませんが、キャンペーンをやっているときは特に、11月、12月は、本県の観光、宿泊稼働指数が全国1位になるなど、実績を上げておりました。

ただ、トータルで見ますと、中断期間とか——今もできていませんので、如実にその実績が落ちている状況でございます。

○二見委員 全体の話として、いろんな事業の効果が出ているというのは、今の話で分かったんですけども、今度は個別の話で、どっかに偏ったりしていないかというチェックはされてらっしゃるんですか。

○飯塚観光推進課長 ジモ・ミヤ・タビキャンペーンに加えて、各市町村でも上乘せをやっているところもございます。

特に、県西地区での伸びが非常に大きくて、ミート・ツーリズムの補助額も大きいのかもしませんが、県内ではそういうふうにブロックで突出してたり、例年並みだったり、いろいろ差はあるところでございます。

○二見委員 市町村がプラスしてやるところま

で、県はどうこう言えないのかもしれないですけども、県の事業としては、ちゃんと一円に広く、機会均等的に活用してもらわなければ。

あとは、影響があったところに対して、きちんとカバーできるような内容でないといけないと思うんですよね。そこをきちんと見ていただきたいなということです。一つの制度でしっかりやっていかないといけないでしょうから不公平がないように。

○飯塚観光推進課長 委員のおっしゃるとおりだと思っております。

ジモ・ミヤ・タビキャンペーンのほかにも、教育旅行の補助とか、スポーツ合宿の補助とか、そういう地方でも需要があるような取組は意識しておりますけれども、おっしゃるとおりだと思いますので、気をつけながらやっていきたいと思えます。

○坂口委員 地域経済回復支援事業ですけども、事業内容①の地域の実情に応じた消費喚起策という、具体的にはどんなのがありますか。ちょっとあまりにも広過ぎて。

○児玉商工政策課長 プレミアム付商品券を発行している市町村もございますし、例えば、小規模な中山間の自治体におかれましては、商品券1万円などを村民にお配りするような形で実施されているところもございます。

あと、例えば、スタンプラリーなどを実施することで商店街に人を呼び込んで、地域内の消費を上向きさせたいというようなところもございました。

○坂口委員 実際は、規模の小さい自治体辺りだと、プレミアム券をもらっても消費先が限られるということで、そこに応じたやり方がやっぱり一番妥当かなと思うんですけれども、全国から事例を集めて紹介してあげるのも、一つは

親切かなと思います。

確かにこれはコロナ対策として、冷え込んだ経済を急激に刺激するというのでいいかなと思うんですけれども、②のキャッシュレスですよ。

一つには、僕も苦手なんですけれども、あまり、デジタル化だ、自動化だとなると、この事業でうんと利便性を確保できる人と、逆に、だんだん不自由になってくる人とで分かれやしないかなというのが一つあるんですよね。やっぱり全員がその恩恵にあずかるようにしなくてはいけないんじゃないかと思えます。

そして、もう一つに、これはコロナ対応の期間限定ではなくて、国のこれから先の姿を変えていく中での一つだと思うんです。言わば、恒久的な取組だと思うんです。だから、これをなぜコロナ関連の予算でやるのかなというのと、コロナ期間中になぜ補正なのかという疑問なんですけれども、そこら辺はなぜですか。

○児玉商工政策課長 コロナ対策の一環として考えておりますのは、キャッシュレスでありますと現金を取り扱う機会が減ります。そうすると、お客様と事業者との間で、現金でのやり取りをする際の接触による感染リスクを減らすということが考えられます。

キャッシュレスにもいろいろありますけれども、スマートフォンのアプリであったり、あるいはICチップを組み込んだカード、例えばW a o nカードみたいなものがございまして、そういうカードを配布するケースもあります。

今後、何かの消費喚起の対策を講じるといったときに、プレミアム付商品券ですと、消費券を発行しないとけないためにどうしても手間がかかってしまうところがあって、迅速

に対応ができないこともあったりするんですけども、キャッシュレスの基盤ができますと、アプリなりカードなり電子カードなりを町民の皆様にお配りしておけば、そこでポイントを付与するような機会にもつながります。

また、地域内での消費需要を喚起させたいというのが狙いでございまして、地域内の事業所で何か購入したときとかに使えるポイントを付与する形で、地域内に確実にお金を落とすようにしていただく仕組みにしたいと考えております。

また、冒頭で委員がおっしゃいました、高齢者の方などで使い勝手が悪いと感じるような方がいることは確かにあると思います。

実は、今年度も6月補正で、こういったキャッシュレスの取組をお認めいただいて実施しているところなんですけれども、今、実施していただいている町におきましては、町民向けの使い方教室とか、そういったものをしていただく中で、高齢者の中でも、その使用について慣れていただいて、御使用いただいていると伺っております。

○坂口委員 そういった講習なんかを、どれぐらいの人が受けたか分かんないけれども、そういう人たちの存在を僕は目にしていないですね。だから、やっぱりやられるなら徹底してやるべきだけれども、言っているのは、なぜ臨時交付金の中からこれを持ち出すのか、これはキャッシュレス化という通常の事業として取り組むべきで、今後、恒久とは言わないまでも、通常の商工の予算としてやるべきじゃないのかなというのが一つですね。

そして、今言われたように、感染拡大を防止するために接触機会をなくすんだといえば、それは福祉保健部の問題であって、お店はお店なりに間隔を取ってくださいとか、フィルムを張っ

たり、そこでの感染拡大の防止というのは、そういう手段を講じています。

だから、言いたいのは、せっかく貴重な臨時交付金として期間限定でしかももらえないお金なので、経済対策の効果が即時に出るような事業を打てないのかなと。その後の観光振興策は留保しておいても、返しなさいではなくて、安全だと思ったら、GoToでもやりなさいとか、駄目になったらやめなさいって言って、そのままキープしておいて、具体的に冷え込んだところに打ち込めるお金ですよ。そういったもの予算をがっばり確保するのは分かるんですよ。

でも、期間が限られた、そして枠が限られた中で幾ら持ってくるかという経済対策費で即効性がないといけない、というのは、僕の判断ですけれども、ちょっと違うんじゃないかって思うんですね。

どうしても、どこにも金がなければ、できるだけ持ってきて、ここに使うというのは分かるんですけれども、これは通常の事業でやれますよ。このお金でしかやれない、この期間しかやれないというものがほかになかったのかな。ましてや、感染拡大防止のためのって言ったら、商工観光労働部から出すべきお金じゃないような気がするんです。だから、そのこのところの説明を今求めたんです。

○児玉商工政策課長 今回、このキャッシュレスを導入いたしますと、その事業者様におかれましては、そのお金の管理が、これまでよりも……

○坂口委員 ちょっと待ってください。だから、そこを言っているんです。それはコロナ対策じゃないとできないのかということを言っているんです。今、これをやったらまずいというんじゃないんですよ。

では、聞きますけれども、やれば利点はありますよ。しかし、そのお金はここからしか出せないお金なのかというのが一つ。

それと、さっき言ったように、高齢者とかに対して、効果面じゃなくて、どういうマイナス面があるというのをしっかり把握されて、今だというタイミングで臨時交付金があったのならまだ許せますよ。しかし、リスクとかマイナス面を検証されていますか。

○児玉商工政策課長 委員がおっしゃることは、本当に大事な点でございます。課題等を踏まえて、本当に我々はしっかり取り組まないといけないと考えております。

本県においては、キャッシュレスの関係につきまして、なかなか普及が追いついていないところがございます。その中で、我々としましては、何とか宮崎県内において、キャッシュレスの推進も図っていきたくと、常々考えていたところでございます。

これまでも、何とか財源が確保できたタイミングにおきまして、対策を講じてきたところでございます。その点では、今回のタイミングでお願いしておりますのは、まさにコロナ感染対策なのか、今なのかというところで申し上げますと、確かに委員がおっしゃいましたように、コロナ感染対策だけが、今回、これをもって十分その目的なのかというところについては、大変心もとないところはございます。

しかしながら、その中で、我々としては常々課題として考えておりました、本県におけるキャッシュレスの推進を図っていく上で、一時的なところではございますけれども、感染予防対策についても、一定の部分はございますので、何とかその部分を活用させていただきながら、本県でキャッシュレス化がなかなか進まない

いったところで、課題を何とか解決したいなど考えたところでございます。十分これで行けるかといいますと、実際、高齢者の方々が利用についてどこまで浸透するかというところもあります。

そうした中、例えば、川南町におかれましては、地域電子通貨カード「トロン」というものを全町民にお配りされたところでございます。このカードにつきましては、当然、高齢者の方も含めた皆さんにお配りされており、多分、商工会や商店街のほうで、使用に当たってのいろいろな支援をされた結果だと思えるんですけども、最近は高齢者の方もよくお使いいただいているということは、商工会の皆様から伺いました。

こういった事例をほかの市町村にもお伝えいたしまして、こういった形でやると効果的だということの情報の共有を図りながら、今後、本県の課題であるキャッシュレス化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口委員 だから、今まで進まなかったということは、何が進まない障壁なのかというのを解決することが先だって言っているんです。今しかないタイミングじゃないって、お金もここにしかないというタイミングじゃないってことです。進まないものを小手先じゃなくって、しっかり真正面から解決してスムーズに進んでいくようにしないと、これは恒久的な対策だから駄目ですよって言っているんですよ。

これをやるとボツと燃えて急激にもうかるよとか、そういうんじゃないっていうのと、そして感染防止をするための効果は確かにあるんですよ。だけれども、それだったら商工振興じゃないんじゃないのということを言っているんですね。勘違いされて固くなるといかんからだけ

れども、この予算だけは認めますよ、せっかくの機会だから認めることは前提だけれども、ちょっとあまりにも中身の検討が浅過ぎるんじゃないか。

果たして、この予算が10億円というものが本当に喜んで使っていただけるのかどうかも、ちょっと懐疑的だと思います。何とか割り当てるから、市町村、頑張っどっかを探せというようなやり方だと、これは本当じゃないですよということで、何か問題を含めたまんま、それはずっと地域でそのお店なり、あるいは消費者なりが頑張っていくためには、何かやっぱり問題が出てきそうな気がします。これ以上は言わないけれども、そこらのところをしっかりとやったのかどうかということ、そして、やられてないんじゃないのかという心配ですね。

もう言うのはここまでにしめますけれども、そこらの問題があれば、この予算を決めた後からでもいいから、そこをしっかりと。順序を間違えたら駄目だということですね。進めなかったところは何なのか、それが県に金がなかったんだと、それなら分かるけれども、そうじゃないんじゃないかというところをやっぱりもみほぐしとかないと。

確かに川南町は町内の限定版をやりました。川南町は地域の振興策や商業振興は、ほかやれないものをいっぱい持ってます。そういうもので、まず、町民たちがそういうものに慣れているし、やっぱりそういうものに興味を持っているから進んだのかも分からない。みんなが欲しがってればやりますよ。でも、何か進まない事情をしっかりとほぐしとかないと、ちょっと心もとないよということをやっているんです。

○児玉商工政策課長 確かに、もう本当に、委員がおっしゃった視点で、我々としてもどういっ

た課題があるのかということをしっかり捉えて、まさに商工会や市町村、事業者のお話も伺いながら、どのようにそれを解決できるかということを考えながら、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○二見委員 坂口委員のおっしゃったとおりだなと思うんですね。

今回、地域通貨というわけだから、その地域に限定されたものを導入するという方向なんですか。それとも、例えば、Suica、Tカード、dポイントとかいろんなポイントカードがあるんですけども、そういったものも使えるものを導入しても、今回のこの事業に当てはまるんでしょうか。

○児玉商工政策課長 二見委員がおっしゃったとおりで、まず、地域通貨ポイントのシステムを導入する、その地域独自のシステムを導入する経費も支援いたしますし、あるいは、まずはその地域の住民の皆様にはキャッシュレスになじんでいただくためのポイント付与事業も対象にしたいと思います。

○二見委員 だから、その地域限定でほかのとは汎用されない、今までの既存のものじゃない、その地域だけで使えるものをつくるということなんですね。

○児玉商工政策課長 地域内でしか使えないシステムを導入する場合のハード導入に係る経費が、結構お金がかかりまして、事業者によって違うんですけども、数百万円から数千万円単位だということをやっております。そこにも対応できるようにしたいと考えております。

あとは、あらかじめ地域の業者さんに登録していただいて、その地域内のその事業者の飲食店でしか使えない、そこでしか使えないポイント——例えばペイペイだとか、既存のそのシス

テムなんですけれども、既存のシステムで地域内の事業者でしか使えないポイント付与事業にも活用していただけるようにしたいと考えております。

○二見委員 いろんなポイントカードとかクレジットカードというのは、決済したときに、お店側はその決済額の中からいわゆる手数料みたいなものをそのカード会社に差し引かれますよね。

例えば、現金で1万円流通していたのが、カードで決済するとなると、目減りしてしまうんじゃないかなと思うんだけど、そこ辺はどうなんですかね。僕は、そういったものの手数料というのがどれくらいのものかは分かりませんが、そこ辺とかを見積もった上でこういう制度になっているんですかね。

○児玉商工政策課長 手数料については、事業によってそれぞれ異なっておりまして、クレジットカードだと3%とか4%とか、たしか割と高かったんですけれども、こういったものについては、割と手数料が低いというようなところで、事業者にとってみれば、低い手数料のほうが導入しやすいというところがあるようです。

今回については、キャッシュレスを利用する事業者、またキャッシュレスに対して抵抗感なく使っていただけるような、町民というか、利用者を増やすことを目的にいたしました。最初、取りかかりの部分で、どうしても後押しが必要になるので、利用される際のポイントの上乗せなどをされて、市町村において発行されたりするんですけれども、そこのポイント付与の部分について、県の事業で、2分の1を支援したいと考えておりまして、利用が増えることによりまして、最終的には事業者の収益につながるような形にならないかなと考えております。

○二見委員 現金がカードに変わったというだけなのかなと思うんだけど、それが収益につながるということは売上げが上がるということですか。

○児玉商工政策課長 最終的には、利用しやすい環境が整うことによって、事業者の売上げの増加につなげていきたいと考えております。

また、先ほど少し申し上げましたけれども、いろんな財務管理とか、あるいはマーケティング、そういったものにも活用していただいて、その後、どういった商品を作るといいのかとか、このタイミングで何を売るといいのかとか、そういったものにも活用していただけないかなと考えております。

○二見委員 説明の中でこの事業がちょっとイメージしづらいところがあって、キャッシュレスの事業をやりますよというのは分かるんです。けれども、本当にこの地域経済をうまく回して行って、こういう効果があるんだということがちゃんとブランドデザインされたものがあるのかなというのが非常に心配で、これが1回スタートしてしまったら、もう途中からは修正が利きませんよじゃ困るんですよ。

先ほど川南町の話もされましたが、この間、テレビでちょっと見たんですけれども、ある地域で、誰もがみんな持っているという地域限定のカードでうまくやっているところもあったりするんですよ。

だから、そういった我々もイメージできるようなものがちゃんとあるのかなって。今、お話を伺って、一つ一つこう聞いていると、何となくピースは埋まっていくけれども、そもそも、ちゃんとしたデザインが出来上がっているのか、それが各地域ごとにちゃんと浸透できるのかどうか、今までの課題もあるでしょうけど、そこ

辺が非常にぼやっとしているものだから。

○児玉商工政策課長 委員のおっしゃるとおりでございます、それぞれの地域で状況が異なっておりまして、地域独自のプラットフォームをつくられて、そこで事業が実施できる環境があるところと、小規模なところで、例えば、健康講座だとか、ウォーキングアプリとか、いろいろな行政サービスがあったりするんですけども、そういったものを活用しながら、その住民の健康づくり、向上にも役立てようというところで、こういった地域電子通貨アプリのポイントを活用させようというところもございます。

こういった形で取り組むとこういった効果がある、こういった規模感のある自治体であると、こういったことに取り組んでいるとか、そういったところを分かりやすく、各市町村と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○二見委員 今、健康につながるというような、歩くとそれがポイントになるとか、1日5,000歩以上歩くと、医療費が非常に抑えられるというデータも出てたりするみたいなので。

でも、そうなってくると今度は、この地域の通貨ポイントというだけじゃない、かなり範囲が広がってしまう話なのかなって。キャッシュレス決済だけのことで事業があるのかと思ったけれども、そうでもないのかってなってくると、何でもありなのとなるんですよね。

じゃあ、市町村がそれぞれのやりたいことを上げて、この事業にのっけてやっていきますということで、本当にこの宮崎県内の地域経済をうまく回していくということにつながるのかどうか、いまいち見えてこないんですよね。

○児玉商工政策課長 まさに、その取り組んだ結果を次に生かさないと、この事業についてなかなか難しいものになると考えていますので、

その地域電子通貨のシステムの導入支援が一つと申し上げました。

もう一つが、既存のアプリであったり、既存のキャッシュレスの取組を活用してポイントを付与するような事業——大きくこの2つがあるんですけども——この後者のほうのキャッシュレスの既存のものを活用して実施するような場合などにおいては、それによってどのような効果があったのか、委員が先ほどおっしゃいましたけれども、事業者の売上げの増加に役立ったのかとか、あるいはその事業者の負担の軽減につながったのかとか、そういった効果を検証することも、セットで求めてまいりたいと考えております。それによって出てきた課題を、今後解決するための糸口にしていきたいと考えております。

○窪田委員 関連ですが、この事業については、感染対策をやり、デジタル化に向けての一つの手段だと思うんですよ。

この目的などは分かるんですけども、最終的に経済がどれだけ回るのかということにつながらないと意味ないと思います。今現在、県内でどのくらいキャッシュレス化が図られているのか、また将来、これをどの程度に持っていけば経済効果が上がるのか、その辺りはどうなんでしょうか。

○児玉商工政策課長 今、手持ちで持っておりますのが、2020年6月のデータでありますけれども、国内のキャッシュレスの関係について登録されているのが国内で約115万店舗ございます。そのうち、宮崎県につきましては、この時点ですけれども、1万店舗となっております、100分の1というような事業者の割合となっております。

キャッシュレスにつきましては、利用者のい

ろんな使用形態がございますので、なかなか、その部分でどういった経済効果、額の部分については、どのぐらいのマーケットがあったのかということについては、申し訳ございません、今、データを持ち合わせておりません。

○窪菌委員 私もペイペイなどをやろうと思っていたんですけども、キャッシュレスよりも現金のほうがよかろうというようなことで、今はやってないんですが、現金だとよく自分のお金が見えますよね。ポケットに入れているお金が常に見えている。キャッシュレスだとなかなか見えにくいという部分もあると思うんです。

消費を喚起する意味ではいいと思うんですけども、コンビニ辺りでこう見ていると、ほとんどの方が現金なんですよね。使う人というのは、若い人たちがほんのちょっといるぐらいで、統計を見ても結局は全国の1%ですよね。

だから、果たして先ほどから説明があるように、これが今後伸びるんだろうかなという疑問もありますし、日本人というのは、なかなかあいうのを使い慣れていない、一方、韓国辺りはかなりこれが進んでいるという話もありますし、もうその辺りが、どういうふう国民の暮らしに影響してくるんだろうかなというのを、僕らも常に考えているんです。

県内でも、今後こういうことを進めるということなんですけど、進める中で、やっぱりいろんな格差が出ないようにしていただきたいなという気持ちがあります。

その辺りの対応をしっかりとお願いしたいなと思っているところでございます。

○児玉商工政策課長 委員のおっしゃるとおりで、地域の差とか使用者によって差があまり生じないように、運営についてしっかり考えてまいります。

○来住委員 この事業に直接は関係ないんですけども、実際に経済回復をしていく上で、現にもう都城市なんかは相当落ち込んで、ホテルなんかはもうがらがらという状況になっています。ですから、当然、飲食店だとか、そういうところもずっと落ち込んでくるわけですけども、今、これに対する何か緊急の対策はお考えになっているものがあるのかなというのが一つ。

夕べ、代行運転の方々から、もういよいよ駄目になりましたって電話がありまして、本当、悲痛な訴えだったんですけども、そういう関連事業者とか、そういう方々への緊急の、今、どうかしてあげないと太刀打ちできない、生きていけないという人たちが出てきてるんですけども、そういう点ではどうなんでしょうか。

○児玉商工政策課長 今回、コロナが急速に広がって、県内の事業者の皆様に対しては、県として様々な行動要請をお願いしておりますので、そのような中で、特に飲食店の皆様は、非常に苦境に立たされていると考えております。

また、飲食店の営業時間短縮の要請をいたしました都城市とか三股町の地域のいろんな関連の事業者の皆様におかれましては、やっぱり相当な影響が出てきているのかなと考えております。

そのような中で、国においては、新たに事業復活支援金という仕組みを創設されました。

以前の、国が支援している月次支援金というのは、まん延防止等重点措置適用地域等の影響を受けた地域にですから、限定的な部分があったんですけども、この国の新たに創設された事業復活支援金というものについては、地域とか業種とか関係がないと伺っております。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響があれば、これまで50%以上の売上げ減少というのが条件として

ございましたけれども、そこも30%以上の部分まで対象を拡大されたところでありまして、ようやく国の問合せ窓口、コールセンターの窓口が、先日明らかになったところでありまして。事業者の皆様については、まずはそちらを御活用いただけるといいのかなと。

例えば、50%以上の売上げ減少の場合なんですけれども、個人の事業者であれば最大50万円と伺っております。売上げの減少によって様子が違いますけれども、上限は50万円と伺っております。また、法人でありましたら、250万円が上限と伺っております。

まずは、そちらのほうを御活用いただきながら、ただ、県としては事業者の皆様をいろんな手だてで支援していく必要がございますので、今回、御提案させていただいた消費喚起につきまして、コロナの状況も見ながら市町村も発行時期を考えますので、少しまだ時間がかかるとは思いますが、消費の需要を喚起いたしまして、何とか事業者の事業継続につなげてまいりたいと考えております。

また、このほかにも必要な支援策等については、国の交付金等も活用しながら、今後、事業検討をしていきたいと考えているところです。

○来住委員 とにかく、相当深刻な事態になっていることはもう間違いない、急だったがゆえに、なお、深刻な事態になっているみたいですから、そういういろいろな施策については、また改めてお聞きしたり、個別に、皆さんからいろいろ伺っていきたく思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂口委員 やっぱりどうしても心配な点というのが、とにかく落ち込んだ経済を元に戻そうという、この域内でのお金の動きですよね。だから、コロナがあったがために、消費をしなく

なった部分の消費も取り戻すというのが回復だと思うんですけれども、消費をどんどん伸ばしていこうという経済全体での消費分野の今後の増進のためとなると、今まで以上に懐のお金が出ていくということで、一つ心配されるのが、やっぱり最終的に、じゃあ、行政が何をやるのか、政治が何をやるのかといたら、暮らしの向上ですよ、福祉の向上。

だから、そのことによって自己破産とかが出てきたり、経済を上乗せさせようという経済促進策とこれは違うんですよ、コロナ対策であるとしたら、コロナのために落ち込んだのを元のマーケットに戻していこうという、そこを間違えると、公費を使って不幸になる人を増やしていくというのは、これは絶対あっちゃならんことだと思うんで、そこを言っているんですよ。

問題を解決しないと、お金をどんどん使ってくれるぞということで、使いやすくしろ、使いやすくしろって言ったら、特に、今、ローンでいっぱいですよ。そして、これから先、若い人たちに必要以上に消費させておくと、先ほどポケットの中にあるお金とか、見えるお金と言われたけれども、それだったら間違いは起こらないけれども、ぱんとやれば、ぱんと出てくるとなると、そこらが心配だから。

だから、そこを間違えといけないですよという課題をしっかりと解決してやっていかないと、今やるとお得だよとか、便利だよということだけの呼び水としてやるんだったらいけないじゃないかなという心配があつて、それはやっぱり公金でやるべきじゃないと思ひます。そこに歯止めがぴしゃっとかかるとか、あるいはそこに行かないようなものがセットであれば、キャッシュレスの説明をやっているというけれ

ども、それ以上に自己破産なんかをなくさせることをしっかり認識させての利便性の向上だったらいいけれども。そこが心配でさっきからくどいことを言ってるんですけども、そこは、やっぱり将来を見通されてるといふか、ちゃんと検証されての、そういうことは避けさせろよということで、やっぱり、今やるべき事業だという自信はお持ちなんですか。

○**児玉商工政策課長** まさに、今回、県が消費喚起の対策を講じることで、それによって、計画性のない購入とかに結びつくようなことはあってはならない、本末転倒だと思っております。

その点につきましては、未成年といいますか、若い方々につきましては、教育委員会等においても消費者教育とか、県の消費生活センターでの消費者教育なんかもあります。我々としては、まさに議員がおっしゃったように、そういう本末転倒にならないように、しっかりしていきたいと考えております。

また、今後のいろんな経済対策を考えましたときに、やはり、地域できちんと売れるものを作って、新しいサービスなどの利用できるようなもの——今、コロナの時代になって、いろんな事業が以前のように、なかなかうまく進まないような状況に変化してきております。

そういった中で、私どもも事業者とか商工会の皆様からいろんなお話も伺っておりますので、その中でこういった支援が欲しいとか、こういった部分についての後押しがあるといいんだというような声も聞いております。こういった事業が必要なかというところを、今、一生懸命考えているところなんですけれども、そういった声を今後の施策の立案にしっかり生かしていきたいと思っております。

○**坂口委員** そこをちゃんと注視しながらやっていってほしいですね。そこをやらなきゃいけないって思うんですね。ぜひお願いしておきます。

○**日高委員長** そのほかでよろしいでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高委員長** それでは、その他で皆さんから何かありませんか。

○**坂口委員** 例の都農町のふるさと納税関係ですけれども、県でもふるさと納税をやっておられますよね。そこらのところで、県自体はそういうことはあっていないのかとか、そこはしっかりと把握されているかをちょっとお尋ねしたいんですが。

○**吉田オールみやざき営業課長** 県が実施しておりますふるさと納税ですけれども、都農町の案件がございましたが、県の返礼品選定に当たりましては、調達を民間事業者に委託しております。

候補となりました返礼品につきましては、その調達事業者が業者のお名前や調達価格と納入可能な数量、このようなものをチェックシートにまとめまして、県に提出していただいております。それを一旦、庁内に設置しております選定委員会でチェックをして、返礼品として納めるというプロセスをたどっております。

基本的には、この調達価格を基に、寄附金額を30%以内に収めるような形で整理しております。全て総務省の基準の30%以内に収まっているところでございます。

○**坂口委員** 30%以下に収まっているということが、しっかり確認されているということですね。

調達価格なんですけれども、県の場合は、宮崎県内全体での調達だから問題ないと思うんで

すけれども——これは商工観光労働部サイドか総務部サイドか、ちょっと分らないですけれども——調達価格の決定ですよ。ある町では3,000円で調達できたものが違う町で調達しようとしたら5,000円だという心配もありますよね。

だから、ここでいう、この帳簿に載る調達価格の定義は、各市町村の得手不得手というか、そこが市町村の見せどころというか、それは市町村の裁量に任せてあるとか、裁量を認めるべきだということも考えの一つとしてあろうかと思うんです。しかしながら、裁量というのについても、コスト積み上げ方式とか、そういったものがしっかりされてないと、本当に3割以下であることの担保ができるかできないかというのがあると思うんですね。

それが一つと、あれだけの品物が動くので30%以内という確認に、やっぱり一つには決算をすべきかなって。トータルで入ってきた税金とそのコスト、返礼品の調達にかかったお金の総額だけでも、まずは第三者にチェックをさせないと、自分のところで全てのチェックというのは、チェックであってチェックでないと思うんですね。

そうすると、やっぱり100億円入りましたよと、そして、調達費を見たら30億円以下に収まっていたよという確認とかが客観的にできます。やっぱり30%以内を守れているってということでの確認で、県は問題ないっていいんですかね。

○吉田オールみやざき営業課長 調達価格につきましては、委員がおっしゃられましたように、いろんな考え方はございますけれども、県におきましては、やはりそれが適正な価格なのか

うか、一義的には、その選定委員会で審査は行っているというところでございます。

あと、そのコスト等々、本当に30%以内に収まっているのかどうか、その辺りは確かに、御指摘のとおりでございます。ただいまのところ、その第三者委員会という——ふるさと納税に限ったものはございませんが、一応、財政サイドと決算は行っておりますので、その中で適正に行われているものと理解しております。

○坂口委員 これはあくまでも今朝の宮崎日日新聞の記事なんですけれども、町が事務を委託する業者のコメントとして、事業者側に虚偽などがあれば防ぎようがないんだということとその携わっている事業者が言ってますよね。その、防ぎようがないんだということ的前提での県の確認となると、これ自体が物すごく信頼性に欠けると思うんですよ。本当に防ぎようないんですか。防ぎようがなかったら、やっぱりそんなもの絵に描いた餅だって思うんですね。30%以下って言ったって、事業者側がうそを言ったら、それはもうしようがないんですってなれば。

じゃあ、事業者側がうそを言って、高いものが安くなるっていううそっていうのがあるのかとか、ここらが物すごく僕らからするとグレーというかレッドゾーンなんですよ。ここはどのようにして確認されるんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 調達価格が3割以上になることはルール違反でございますので、それは絶対にあってはならないということ踏まえまして、先ほどから再三申し上げましたけれども、まず返礼品を選定するに当たりまして、その事業者が確実に品質を保証でき、また、その数量を確保でき、その調達価格もきちんと精算できる、そのような事業者であるかというチェックを行っております。

それから、第2段階としまして、調達する事業者とは頻りにモニタリングを実施しております。在庫数量等々についても確認を行っております。また、事業者にも、その調達業者にも逐次指導も行っているところですので問題はないものと考えておりますが、今後とも引き続き、十分なチェック機能を果たしていきたいと考えております。

○坂口委員 いやいや、分かるんですよ。だから、見かけではそうでしょうねって言うけれども、新聞には業者がうそを言ったら、もう見抜けないんです、業者が言うことを額面どおり受け取るしかないんだよって、うそを言われても分からないんですよってというような意味で書いていると思うんですよ。携わっている事業所の虚偽があれば防ぎようがない、今後とも起こり得るって言い切ってるわけですから。

それだと、そのチェックではすごく心もとないと思うんです。だから、本当に防ぎようがないのかどうか。ないとすれば、いま一步踏み込んで、業者に対してうそを言ったらばれるぞっていうものがなければ、今のチェックの在り方は意味がないと思うんです。

そして、このふるさと納税そのものの根幹が問われると言ったけれども、なくすべきぐらい悪い制度だって思います。悪が通用して、公が関わっていくなんて、こんな制度があっては国が滅びますよ。

だから、そのところは物すごく重大なことだと思うんですよ。そこを本当に責任を持って答えられるならいいけれども、責任が持てないならば、検討の課題ありということをやっぱりここでしっかり発言しておいてほしい。

○吉田オールみやざき営業課長 委員御指摘のとおり、今後の課題としてきちんとチェック機

能を果たしていく必要があると考えておりますので、検討課題として引き続き取り組んでまいります。

○坂口委員 ぜひ、ここは物すごい重大なところで、まずこれに、そういったグレーゾーン——レッドゾーンって僕は言いましたけれども、これはレッドゾーンと言い切っていいと思うんです——あるのと、これでも2年間、都農町が停止となればゼロが続くわけでしょう。自治体の財源確保がこんなに乱高下するような不安定なものだったら、これを税と名乗るのはもつてのほか。自治体が歳入として受け入れるものから除外しないと、こんな不安定だったら事業も組めないですよ。金があったから今年はやりませぬ、なかったらやりませぬってなったら、生活に関連するような事業は何も組めないです。

贅沢ならいいですよ。しかし、贅沢はできないわけだから。だから、これが真実なら、これは本当に天下の悪制度と言っていいぐらい悪い制度だと思います。

これは、ほかにやっても分からないかもしれないですよ。だから、そのところは、本当に大きな課題を残しているということで、これも総務部サイドになるけれども、そこら辺まで入り込んで、今回しっかり検証していかないといけないというのが一つですので、お願いで終わっておきます。

それから、もう一つですけれども、やっぱり地元の声として、町長のコメントにもあったけれども、これまで納入してくれていた納入業者ですね、調達の相手先。そこがもうぴたっと止まってしまって、これはもう死活問題だと。ここを救済することを何とか考えなきゃいけないと言ってきたんですね。これはそのとおりです。いきなり行政側の責任で飯が食えなくなっ

大変なことです。

ただ、これに対して県だったらどうするかというのを聞きたいんですけども、僕がここで摩訶不思議なのが、牛肉が引っかけたわけでしょう。それで、今のペナルティーは、引っかけたおかげで町はこれ以上寄附金をもらっては駄目だぞってということまでですよ。

今、寄附してくれた人たちが発送が済んでない人たちに、返礼品を返してはいけないぞってペナルティーは来てないと思うんですけども、そのところはどうですかね。

○吉田オールみやざき営業課長 18日付で提出されておりますが、寄附金の採納自体は禁止されておられませんので、返礼品は送付する義務があらうかと思えます。

○坂口委員 あるわけですね。だから、業者が路頭に迷ってしまうということで、何らかの形で県に接触があっているのかなのか、この人たちが何とかせんといかんぞというようなことがあるのか。それが例えば総務部辺りに来たにせよ、総務部としては、やっぱり関連する組織としてそのことを受け止めて、やっぱり協議なり情報の共有なりされていると思うから、多分、商工観光労働部サイドが把握していれば、そういう事実があるし、把握していなければ、それはないと思ってもいいんですけども、県として、その人らが困っているというのと、今後どうするんだということに関しての何らかの情報を公的に持っておられるのかどうか。

○吉田オールみやざき営業課長 町内事業者が販路の一つとして、ふるさと納税というのを失ったということがございますので、伝聞といいますか、推測になりますけれども、公的には私はお聞きしておりませんが、恐らくは、非常に困っておられるだろうと考えております。

○坂口委員 僕はそういう意味で聞いたんじゃないんで、例えば、この業者は何とかしてくれとか、県で救ってもらえないかという要望があるのかなと思ったので尋ねたんですけども、それはないみたいですね。

というのが、不思議なのは、牛肉がストップされたら、それは牛肉が問題を起こしたから、その牛肉に対してはストップせざるを得なくなったということですよ。町がそんなことしたから、おまえのところはもう寄附をもらってはいけないと、2年間謹慎しろって。町が寄附をもらうことを、その権利を剥奪されてしまった、取り消されたって。この2つだと思うんですね。

ところが、ほかに20ぐらいの商品をどうか書いてあるけれども。そういう商品をたくさん持っているわけですよ。例えば、山形屋でも、どこでもいいけれども、この品物をください、宮崎牛をください、それもこのパンフレットにあった宮崎牛のこの品をくださいと。ところが、お客さん、申し訳ございません、これ売り切れてしまいました。これに代わるものは何がありますけれども、これではいかがでしょうか。

例えば、ネクタイでもいいですよ。3,000円で赤いネクタイが欲しいんだといったときに、申し訳ないですって、3,000円で赤色はなくなりました。でも、ピンクならありますって、ピンクじゃどうですかとか、4,000円出せばこれがありますけれども、これでは駄目なんですとか、2,500円だとこれがあります。だから、牛肉以外の返礼品も幾らもあるんですよ。あそこで聞いているのは、ウナギとかハム・ソーセージとか、そんなものもあるって聞いているんで。

普通は、やっぱり送るのはいいんだから、あ

そこはお金をどうする、お返ししましょうかと、それともそれ以下の牛肉では駄目なんですかってなことでやったけれども、もうなかなか返事も来ない人もいるし、駄目だ、金返せっていう人もいるって。それで、業者が困ったと言うんですけれども、知恵がある町だったら、牛肉は駄目だけれども、ウナギでは駄目ですかって、ハムでは駄目ですかっていう交渉をやって、そこででも活路を見いだそうと思うんです。

ところが、何で100からゼロにぶつんってなっちゃったのか。そういうのを見て、県としては何か指導しなかったのって。もし、県がそういう目に遭ったら、うちの商工観光労働部としては、こういう宮崎県産のものをあなたは欲しがったけれども、何十品、何百品って持ってますって。この中から、ほかのものではお客さん満足できませんかっていうようなことをやって、どれも駄目だって言われて、初めてお金をお返ししますって。

これ、県のお金を返すのがもったいないんじゃないかって、地場産品を少しでも売ろうとしたものが一つ売れなくなったということを残念がったの交渉ですね。そういうのを普通だと、恐らく県ならやられると思うんですよ、具体的に、そういう面で、そういうことをやらせようとしているのかしてないのか。

僕は商工観光労働部サイドから、都農町の商工サイドに我々ならこういうことやるよという指導はやっていくのを、なぜ、関係ない業者まで全部そこでストップさせたんだって。この人たちにはやっぱり活路を少しでも開いてやれよっていうのが、今、都農町の困っている業者に対しての親切だっていうものだし、都農町の責任であり義務だって思うんですけれども、そこらは何も関与されてないんですか。

○吉田オールみやぎ営業課長 大変申し訳ございません。この問題が生じるまで総務部との連携ができておりませんで、商工観光労働部として、都農町の商工サイドと協議を行っていたということはございませんでした。ただ、今後は必要かと思っておりますので、総務部サイドとも十分に連携をしまして、また、都農町がどのような対応をしていくのか、そこも踏まえながら、しっかり考えていきたいと思っております。

○坂口委員 ぜひ考えてほしい。でないと、やっぱりこの次は、都農町でもどうしようもなくなってきたら、何とか県はこの納入業者を救済してくれというけれども、県としては、やっぱり県下全体の契約をしている相手方を公平に扱えないと思うんですね。おたくに特別な目は向けられませんっていうところに行き着く前にやるべきことをしっかりやっておくということと、県にそういう話が来たときは、じゃあ、牛肉では問題なかったと。

しかしながら、関連する取材において、うそがあれば見抜けないんだと、今後とも続くだろうというコメントも、我々、情報を把握していると。今後、そういう目に県が遭うことを避けられる担保があるんですか。今度は、そういうものに限っては審査会に入れて県の登録業者にしようというぐらいの念を入れて、そこで選定をしなければいけない。そのときに勘違いされて、県は冷たいとか、県のやり方はおかしいぞとなる批判に耐えられるようなことを、今、都農町と調整をしとかないと、県が悪者になる可能性だってあることを、今、僕はある意味親切で厳しいことを言っているんですよ。

そこを十分考慮して、今後、積極的にこの解決に向けて、特に業者の事業存続に向けて頑張っ

ていただきたいと思うんですけれども、これは部長にお願いしときます。

○横山商工観光労働部長 大変貴重な御指摘をいただきまして、本当にありがとうございます。

課長が申し上げたように、私どもも都農町のこの一連の情報を報道等で結果的に知ったということになりまして、途中の過程でいろいろ御相談を受けてなかったものですから、結果としての対応になっているんですけれども。

一義的には、都農町のほうで対応をしっかり考えていかれるということでございますけれども、御指摘いただいたとおり、県としましても、真面目にやろうとしている事業者が困らないようにしていかないといけないと思いますけれども、町とも一緒になりながら、そこら辺を考えて、もちろん、総務部がございますので、しっかり連携をしながら、対応していきたいと考えております。

県としての返礼品の担保すべきところは、しっかり担保していくということも含めまして、しっかり対応していきたいと思っております。ありがとうございます。

○坂口委員 おさらいして言うておきますけれども、うそをつかれたら見抜けないんだっていうようなことだったら、これはもう返礼品の扱いようがなくなりますよ、制度が変わりますよということで、うそをついたら、ばれるんだぞっていう、しっかりしたチェック方法を県の責任において確立しなければ駄目だ、これはもう絶対やらなくては駄目だということを、今申し上げているんですよね。

こんなばかなことは世の中に存在しないと思うんです。もう、うそをつかれたらどうしようもないんですよねということは、それはあり得ないと思うんですね。あり得たら、公共が相手

にする相手方から除外しなければ駄目だと思うんですね。

そこをしっかりと整理してほしいというのと、やっぱり情的にはよく分かるんですよ。困っている人を助けてやれというのは、僕らもお願いしたい。特に地元だからお願いしたいけれども、そうじゃないと、県は県全体にやっていかなきゃいけないし、登録されているのは、それなりの段階をクリアしてこられた皆さん方だから、まず、そのグループに入ってくださいということですね。そこを、つらくても言わなくてはならなくなりますよっていうことです。

また、ダブリますけれども、ましてや、そういう町を相手に取引されてた人で、虚偽があったら見抜けないような状況は県にはないぞということで、自信を持ってうちの仲間に入れるだけの申請ができますかっていうことをしっかりやらないと、これはやっぱりかなり厳しい姿勢で臨まないと、気持ちは分かるけれども、ここでこのまま、しょうがないよな、かわいそうやなっていうことで臨むと、県自体がまた間違いを起こすし、制度自体を壊すというのは、これは物すごい大きい問題につながっていくから、慎重にやっぱりやってほしいです。

一切、そういう盲点はないんだというものをもう一回構築して、もう一回というか、点検して、ある可能性があれば、しっかりしたものを構築してほしいということを、くどいですがけれども、これはもう絶対守ってほしいということをお願いしておきます。

○日高委員長 その他でちょっと気になるニュースが一つだけあって、心配になってお聞きしておきたいなと思います。

ポストコロナの起爆剤として、オーシャンドーム跡地に屋外型トレーニングセンターを県と

して整備し、ラグビーワールドカップフランス大会の日本代表の合宿を誘致していきたいとあったんですが、今日のニュースで日本ラグビーフットボール協会が日本代表の強化拠点となる——国内で初めてなんですけれども——その施設を福岡県に整備するという情報があったので、県としては、今後どういうふうに動かれていくのか教えていただきたいと思います。

○横山観光経済交流局長 本県の屋外型トレーニングセンターの整備計画につきましては、日本ラグビー協会にも説明を随時行ってきたところでございまして、日本ラグビー協会からも全国にラグビーができる環境が充実することは理想でありますし、宮崎県のこうした取組は非常にありがたいという回答を今までいただいていたところです。

こうした中、今朝の報道で我々も初めて知ったところございまして、現在、事実関係について情報収集を行っているところでございます。

ただ、県としましては、引き続き、日本ラグビー協会に対して、本県との合宿実施に向けて、働きかけは続けていきたいと考えているところでございます。

○日高委員長 今回、この屋外型トレーニングセンターというのは、いろんなチームだったり、いろんなところが興味を示していらっしゃるとい部分で——一部なのかもしれませんが——やっぱり全日本の誘致というのは大きいと思いますので、ぜひ対応をよろしくお願いいたします。

その他でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時49分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託を受けました議案等について、部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。申し訳ありませんが、座って説明をさせていただきます。

今月15日に、国や町と合同で開催いたしました、九州中央自動車道高千穂雲海橋道路の中心杭打ち式におきましては、大変お忙しい中、本委員会から日高委員長と太田副委員長に御出席をいただきました。この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県議会の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案につきましては、お手元の商工建設常任委員会資料の目次に記載しておりますとおり、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算」案でございます。

詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日、道路建設課長は、御家族が発熱されたため、大事を取って欠席とさせていただきます、代わって、総括補佐を出席させております

ので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

○児玉管理課長 管理課であります。

それでは、県土整備部の1月補正予算について御説明をいたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

今回の補正は、国の経済対策に対応して、必要な予算を計上しております。太線で囲んだ部分が今回の補正額になりますが、Eの欄の一番下にありますとおり、147億2,983万6,000円の増額補正をお願いしております。

このうち、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策は、その右のFの欄になりますが、124億3,681万5,000円で、その結果、右から2列目の補正後予算額Gの欄の一番下にありますとおり、一般会計と特別会計の合計は900億7,579万7,000円で、対前年比でマイナス4.1%となっております。

次に、2ページを御覧ください。

2、補助公共・交付金事業であります。

補正額は、Eの欄の一番下にありますとおり、119億81万9,000円の増額であります。このうち、国土強靱化分は、その右のFの欄になりますが、109億6,295万5,000円です。

次に、下の表、3、直轄事業負担金を御覧ください。

補正額は、Eの欄の一番下にありますとおり、28億2,901万7,000円の増額であります。このうち、国土強靱化分として、その右のFの欄になりますが、14億7,386万円です。

次に、3ページをお開きください。

4、課税内訳であります。これは、補正予算の金額を課ごとに集計したものであります。

次に、4ページを御覧ください。

一般会計繰越明許費補正集計表であります。

太線で囲んでおります、1月議会申請分が今回の申請額でありまして、9事業で今回の補正額と同額となりますけれども、119億81万9,000円の増額をお願いしております。

次に、5ページをお開きください。

これは、繰越明許費補正の一覧表であります。繰越しの理由は、国の補正予算の関係により、工期が不足することによるものであります。

次に、6ページを御覧ください。

一般会計の債務負担行為補正の追加であります。これは、道路保全課の公共道路維持事業において、都城市にあります、国道222号狐谷橋の橋梁補修工事の期間が令和4年度にまたがるため、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

説明は以上であります。

○吉元道路建設課長補佐 道路建設課であります。

お手元の歳出予算説明資料の63ページをお開きください。

当課の補正予算額は、25億1,600万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目で、185億9,360万4,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

65ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)直轄道路事業負担金であります。これは、国が実施する道路事業に対する負担金でありまして、国の補正予算に伴い、4億7,705万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、国道10号都城道路Ⅱ期工区での道路改築などが予定されております。

次に、その下、2段目の(事項)公共道路新

設改良事業費であります。

これは、県が管理している国県道の整備費でありまして、こちらも国の補正予算に伴い、20億3,895万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、国道447号真幸工区での道路改良工事などを予定しております。

道路建設課の補正予算につきましては、以上であります。

○東道路保全課長 当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の67ページをお開きください。

当課の補正予算額は、37億3,059万4,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は、200億3,069万9,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

69ページをお開きください。

中ほどの(事項)公共道路維持事業費であります。これは、交通安全施設の整備や橋梁・トンネルなどの点検・補修などを行う事業でありまして、国の補正予算に伴い、37億3,059万4,000円の増額をお願いするものであります。

主な事業内容といたしましては、昨年、千葉県八街市で発生した通学路での事故を受けて実施した、通学路合同点検に基づく防護柵の設置などの交通安全対策や国道218号の干支大橋の補修工事などを予定しております。

道路保全課の説明は以上であります。

○小牧河川課長 河川課であります。

お手元の歳出予算説明資料の71ページをお開きください。

当課の補正予算額は、59億909万5,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の

予算額は、246億6,926万2,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

73ページをお開きください。

まず、一番上の(事項)ダム施設整備事業費であります。

これは、国の補助を受け、ダム管理施設の機能の向上を図るため、放流施設の改良や機器の更新等を行う事業であり、国の補正予算により、10億8,451万8,000円の増額であります。

主な事業内容といたしまして、木城町の松尾ダムにおいて、放流警報設備改良工事などを予定しております。

次に、74ページをお開きください。

一番上の(事項)公共河川事業費であります。

この事項も、国の補助を受け、洪水による浸水被害を軽減するための河道掘削や堤防の整備などを行う事業であり、国の補正予算により、34億9,500万円の増額であります。

主な事業内容といたしまして、延岡市の祝子川において、堤防補強工事などを予定しております。

次に、その下の(事項)直轄河川工事負担金であります。

これは、国が実施する河川事業等に対する県の負担金であり、国の補正予算により、5億24万の増額であります。

主な事業内容といたしまして、大淀川の直轄区間などにおける河道掘削工事等を予定しております。

次に、一番下の(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。

国の補正予算により、8億2,933万7,000円の増額であります。

事業内容といたしましては、国道220号の宮崎

市大字内海における道路復旧工事に対する県の負担金となります。

河川課の補正予算につきましては、以上であります。

○行田砂防課長 砂防課であります。

お手元の歳出予算説明資料の75ページをお開きください。

当課の補正予算額は、10億7,525万7,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、67億9,265万4,000円となります。

以下、補正の内容につきまして御説明いたします。

77ページをお開きください。

まず、ページ上から1つ目の(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備を行う事業であります。国の補正予算による5億9,475万7,000円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、椎葉村の鹿野遊谷川において、吹付法枠工などを予定しております。

次に、その下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の整備を行う事業であります。国の補正予算による4億3,250万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、宮崎市の芳土元村地区において、擁壁工などを予定しております。

一番下の(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。国の補正予算による4,800万円の増額であります。

主な事業内容といたしましては、高崎川水系

大幡第3において、砂防堰堤工などを予定しております。

砂防課は、以上であります。

○鈴木港湾課長 港湾課であります。

歳出予算説明資料の79ページをお開きください。

当課の補正予算額は、7億8,805万円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、一般会計が66億3,293万7,000円となり、港湾整備特別会計3億1,294万1,000円と合わせまして、当課の合計は79億4,587万8,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

81ページをお開きください。

中ほどの欄、(事項)公共海岸保全港湾事業費であります。これは、港湾区域内の公共海岸の保全事業に要する経費でありまして、3,000万円の増額であります。

主な事業内容としましては、外浦港海岸の津波対策で地質調査を予定しております。

次に、(事項)直轄港湾事業費負担金であります。これは、国の直轄港湾事業に対する負担金に要する経費でありまして、3億1,705万円の増額であります。

主な事業内容としましては、宮崎港防波堤改良工事を予定しております。

一番下の(事項)公共港湾建設事業費であります。これは、公共港湾の建設事業に要する経費でありまして、4億4,100万円の増額であります。

主な事業内容としましては、細島港16号岸壁の上部工工事などを予定しております。

港湾課の補正予算につきましては、以上であります。

○梅下都市計画課長 都市計画課であります。

歳出予算説明資料の83ページをお開きください。

当課の補正予算額は、5,350万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目にあります、32億6,635万3,000円となります。

この補正の内容について御説明します。

85ページをお開きください。

中ほどにある(事項)公共都市公園事業費であります。これは、都市公園施設の整備を行う経費でありまして、国の補正予算に伴い、増額を行うものであります。

主な事業内容といたしましては、宮崎県総合運動公園にあります武道館の空調設備改修工事などを予定しております。

都市計画課からの説明は、以上であります。

○**廣松高速道対策局長** 高速道対策局です。

歳出予算説明資料の87ページをお開きください。

当局の補正予算額は、6億5,734万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、26億4,762万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明します。

89ページをお開きください。

(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金です。これは、国が実施する高速自動車国道等事業に対する県の負担金で、国の補正予算に伴い、6億5,734万円の増額です。

事業内容といたしましては、東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備に伴う国への負担金となっております。

○**日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時5分再開

○**日高委員長** 委員会を再開いたします。

執行部の説明は終了いたしました。議案等について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高委員長** それでは以上をもって、県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時48分再開

○**日高委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時48分再開

○**日高委員長** 委員会を再開いたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

午後1時50分再開

令和4年1月20日(木)

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、委員会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後1時50分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 陽 一